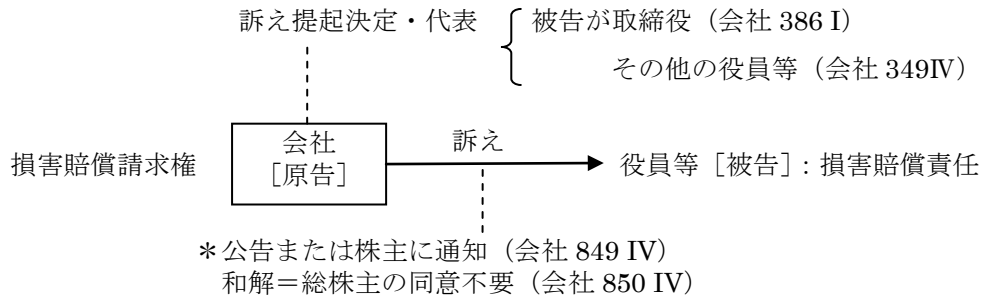


8. 役員等の責任の追及と軽減

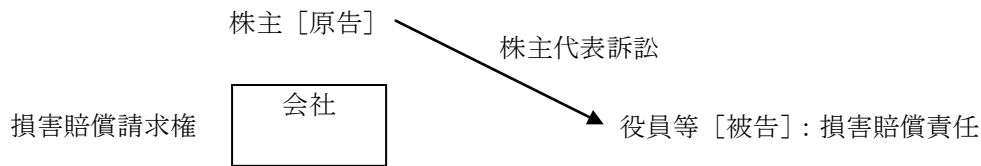
8-1. 会社による追及



8-2. 株主代表訴訟

8-2-1. 概要

(1)趣旨



特徴 ①原告

②勝訴の場合

(2)提起手続

[1]提訴請求	株主→会社 (会社 847 I 本・386 II ①) * 提訴権者=6 か月前から引き続き株式を保有する株主 (会社 847 I 本)。非公開会社の場合、会社 847 II
---------	--

[2]代表訴訟提起	[1]から 60 日以内に会社が責任追及等の訴えを提起しなければ ：株主代表訴訟提起可（会社 847Ⅲ） * 例外的に[1]が不要な場合（会社 847Ⅴ） * 不提訴理由通知制度（会社 847Ⅳ）
[3]訴訟告知	[2]の後、遅滞なく：原告株主→会社（会社 849Ⅲ・386Ⅱ②）
[4]訴訟の公告・通知	[3]の通知を受けた後、遅滞なく：会社→株主（会社 849ⅣⅤ）

(3)判決

原告株主が勝訴 { 役員等：
原告株主（会社 852Ⅰ）：

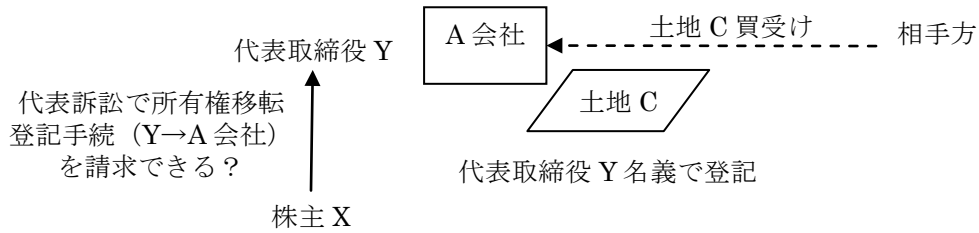
原告株主が敗訴 { 役員等：
原告株主（会社 852Ⅱ）：

(4)代表訴訟で追及できる責任（会社 847Ⅰ本）

「役員等...の責任を追及する訴え」とは？

事例 8-a 代表訴訟で追及できる責任

A 会社の代表取締役 Y は、A 会社を代表して売主 B から買い受けた土地 C について、自己名義に所有権移転登記を行った。A 会社自身がこれについて何も対処しないので、A 会社の株主 X は、A 会社のために真正な所有名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をすることを求めて Y に対して株主代表訴訟を提起した。Y に所有権移転登記手続を求める根拠として、X は、主位的には①土地 C についての所有権は A 会社に帰属しており、そのような A 会社の所有権にもとづいて、所有権移転登記手続を求めた。また、予備的に、②A 会社は実は B から土地 C を買い受けた時に、Y の所有名義での所有権移転登記手続を委託し、かつ、A 会社と Y の間では Y 所有名義の借用契約を締結していたが、この借用契約はすでに終了したとして、この契約終了にもとづいて、所有権移転登記手続を求めた。



- ①主位的請求：A 会社の所有権にもとづく所有権移転登記手続
- ②予備的請求：Y 所有名義借用契約の終了にもとづく所有権移転登記手続

通説（全債務説）⇔反対説（限定説）

最判平 21・3・10 民集 63-3-361

「...株主代表訴訟の制度は、取締役が会社に対して責任を負う場合、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われぬおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができることとしたものと解される。そして、会社が取締役の責任追及を怠るおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及される場合に限られないこと、...取締役は、...会社との取引によって負担することになった債務（以下「取締役の会社に対する取引債務」という。）についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うと解されることなどにかんがみると、同法 267 条 1 項 [会社 847] にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当である。」

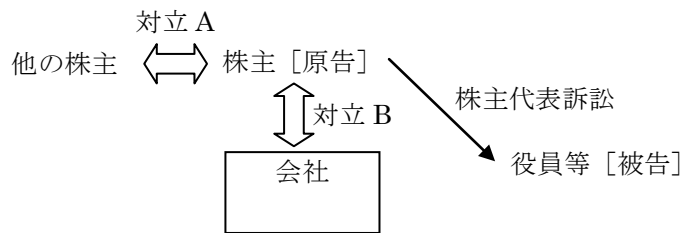
「これを本件についてみると、上告人の主位的請求は、A の取得した本件各土地の所有権に基づき、A への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めるものであって、取締役の地位に基づく責任を追及するものでも、取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものでもないから、上記請求に係る訴えを却下した原審の判断は、結論において是認することができる。

これに対し、上告人の予備的請求は、本件各土地につき、A とその取締役である被上告人との間で締結された被上告人所有名義の借用契約の終了に基づき、A への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めるものであるから、取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものといえることができる。そうすると、予備的請求に係る訴えは、株主代表訴訟として適法なものといえるべきである。」

→「取締役の地位に基づく責任+取締役の会社に対する取引債務についての責任」

8-2-2. 株主代表訴訟をめぐる利害関係と会社法のルール

(1) 株主代表訴訟をめぐる利害関係



① 代表訴訟を提起した株主の適格性

② 不要な代表訴訟

(2) 共同訴訟参加・補助参加（会社 849 I）

共同訴訟参加・補助参加 [→ 「民事訴訟法」]

共同訴訟参加＝原告または被告の共同訴訟人として（訴訟当事者として）参加

補助参加＝当事者の一方を補助するために参加

(a) 原告側への参加

事例 8-b なれ合い訴訟

大手ゼネコン K 会社の代表取締役 Y は、部下に命じて、公共事業の入札について談合を行わせた（独占禁止法違反）。これが発覚し、K 会社には罰金が課せられた。K 会社の株主 X は、Y の責任を追及するために、株主代表訴訟を提起した。しかし、実は、X は、Y に頼まれて、わざと負けるために代表訴訟を提起したのであった。X はまじめに訴訟を行わず、このままでは代表訴訟は Y の勝訴で終わってしまいそうである。

* 再審の訴え（会社 853）

(b)被告側への参加——必要な手続（会社 849Ⅱ①）

(3)和解（会社 850ⅡⅢ。386Ⅱ②も参照）

事例 8-c 株主代表訴訟の和解

A会社の株主Xは、代表取締役Yに対して、総会屋への利益供与にもとづく責任(会社 120Ⅳ)を追及する株主代表訴訟を提起した。請求額は10億円であったが、その後、XとYの間で、Yが1億円を会社に支払う（それ以上についての請求は放棄する）旨の和解が行われようとしている。

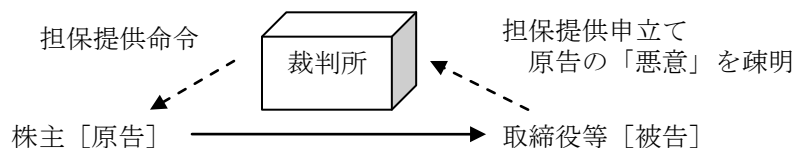
(4)濫用的訴訟

事例 8-d 濫用的訴訟

総会屋Sは、A会社（上場会社）の代表取締役Yに対して、常々、利益供与の要求をほのめかしていたが、Yは一貫してそれに応じなかった。そこでSは、自分の妻X名義でA会社の株式を購入し、その6か月後に、Yの行った経営判断が不当であるとして、Yの任務懈怠責任を追及する代表訴訟を提起した。

(a)訴えの却下（会社 847Ⅰ但）

(b)担保提供（会社 847ⅦⅧ）



疎明 [→「民事訴訟法」]

証明 (6-1(2))
 例) 事実 A を「証明」→裁判官に事実 A が存在したことを「確信」させること
 ⇔疎明
 例) 事実 A を「疎明」→裁判官に事実 A が存在したことを「一応確からしいと推測」させること

東京高決平 7・2・20 判タ 895-252

「『訴ノ提起ガ悪意ニ出デタルモノナルコト』とは、原告の請求が理由がなく、原告がそのことを知って訴えを提起した場合又は原告が株主代表訴訟の制度の趣旨を逸脱し、不当な目的をもって被告を害することを知りながら訴えを提起した場合をいう...。」

8-2-3. 実態

	地裁件数	高裁件数		地裁件数	高裁件数
H5.12 月末	76	10	H12.12 月末	187	19
H6.12 月末	129	10	H13.12 月末	166	23
H7.12 月末	148	14	H14.12 月末	141	—
H8.12 月末	150	13	H15.12 月末	150	—
H9.12 月末	172	15	H16.12 月末	126	—
H10.12 月末	186	14	H17.12 月末	107	—
H11.12 月末	202	18	H18.12 月末	102	—

出典：資料版商事法務 205 号 (2001 年) 117 頁、商事法務 1627 号 (2002 年) 65 頁・1666 号 (2003 年) 41 頁・1699 号 (2004 年) 70 頁・1735 号 (2005 年) 61 頁・1769 号 (2006 年) 56 頁・1809 号 (2007 年) 48 頁

提訴手数料 (会社 847VI、民訴費 4II・別表第 1I) : 13000 円 (定額) ⇔通常の訴訟

提起されすぎ? →平成 13 年改正 (議員立法) : 8-4

8-3. 違法行為の差止め

(1) 監査役の差止請求権 (会社 385)

(2) 株主の差止請求権 (会社 360)

制度の理由

差止めを請求できる株主 (会社 360 I II)

差止請求の要件 (会社 360 I III)

8-4. 責任の免除・軽減

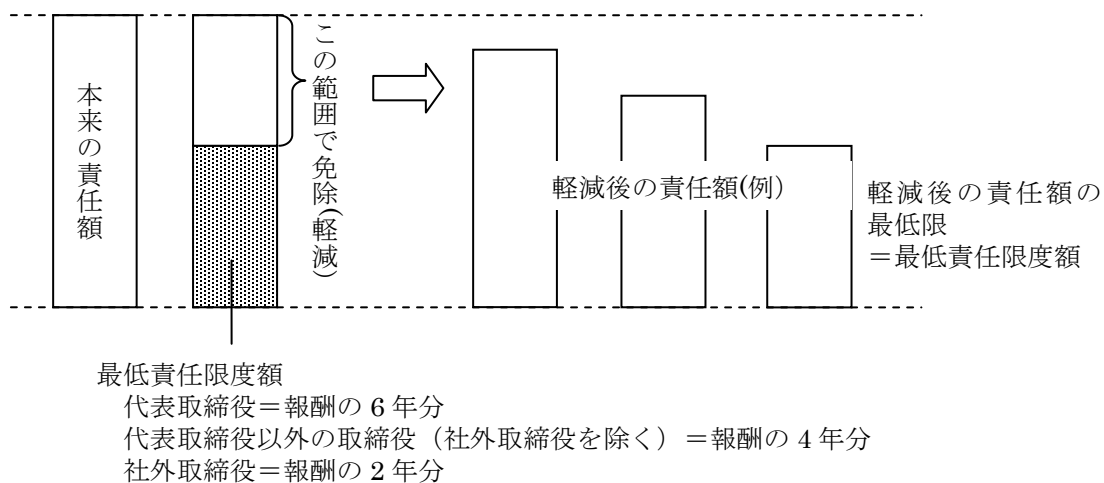
(1) 責任の免除 (会社 424)

(2) 責任の軽減 [テキスト 4 章 6 節 4 5(2)]

軽減の対象にできる責任 (会社 425 I 柱)

最低責任限度額 (会社 425 I ①) と免除 (軽減)

	会社 425	会社 426	会社 427
軽減対象者	すべての役員等	すべての役員等	社外取締役、会計参与、 社外監査役、会計監査人
手続：責任発生前 (事前)	—	定款規定	定款規定 責任限定契約
手続：責任発事後 (事後)	株主総会の特別決議	取締役会決議	—



(3)賠償責任保険 [テキスト Column4-36]